

「バケット先端装着具」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成19(ワ)1972・平成20年2月19日（民46部）判決 棄却

【キーワード】

意匠の類似，意匠の要部（特徴部分），意匠の類否判断法，意匠法24条2項

【事 実】

本件は、「バケット先端装着具」に係る意匠権を有する原告（越後商事株式会社）が，被告（株式会社樋口製作所）に対し，被告の製造販売するバケット先端装着具が原告の意匠権を侵害すると主張して，意匠権に基づき，同バケット先端装着具の製造販売等行為の差止め及び廃棄と，損害賠償1335万6000円及びこれに対する遅延損害金（不法行為の後の日である平成19年2月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合によるもの）の支払を求めた事案である。被告は，意匠権侵害を否定するとともに，原告の意匠登録の無効を主張した。

1 前提となる事実

(1) 原告は，次の意匠権（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本件意匠」という。）を有している。

ア 出願	平成10年12月7日
イ 登録	平成12年2月10日
ウ 登録番号	第1070003号
エ 意匠に係る物品	バケット先端装着具
オ 登録意匠	別紙意匠公報のとおり

(2) 被告製品の製造販売

被告は，商品名をP18SNとするバケット先端装着具（ただし，製品に「P18N」なる鑄出文字が付されたもの。以下「被告製品」といい，その意匠を「被告意匠」という。）を，業として製造，輸入，販売している。

被告意匠は，別紙物件目録に添付された図面のとおりである。

(3) 本件意匠の「意匠に係る物品」は，「土木工事作業において使用するショベルカーなどのバケットの先端に突出した取付突部に被嵌して，バケット先端縁に複数並列状態に装着するもので（隣接するもの同士は適宜連結する。），取付突部を保護し，消耗したら適宜取り替えができ，また，地面を均す整地作業なども良好に行えることとなる，バケット先端装着具である。」

(4) 本件意匠及び被告意匠の説明は，それぞれ，別紙「本件意匠の説明書」，「被告意匠の説明書」のとおりである。

2 争点

- (1) 被告意匠が本件意匠と類似するか否か。
- (2) 本件意匠の意匠登録について、平成10年法律第51号による改正前の意匠法3条2項（以下、同条について「意匠法」という場合、特に断らない限り、平成10年法律第51号による改正前の意匠法をいう。）違反の無効理由があるか。
- (3) 損害の額

【判 断】

1 争点(1)(被告意匠が本件意匠と類似するか否か)について

(1) 本件意匠の構成

本件意匠の構成は、次のとおりであると認められる(甲2)。

- ア 鞘状の被嵌部を中心に置いて、被嵌部の周囲から、その左右両辺外方と底辺外方に延出させた態様の歯板部を設ける。
- イ 正面から見て、左右の両歯板部の各上辺部を、略円弧状の山形の湾曲状部の頂部より大きく上方に突出させて形成し、これにより、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、略円弧状の山形の湾曲状部と、左右の歯板部の各上辺部の内側辺部により囲み形成される、左右の溝状部を形成する。この構成により、バケットへの装着時において、バケットとの隙間をできる限り塞ぎ、作業時の土砂漏れを防止することができる。また、左右の歯板部の垂直状の内側辺部の横の上辺部の各前面にはそれぞれ略長四角台地状の隆起部分が形成される。
- ウ 被嵌部は、正面から見て、頂部を有する山形の湾曲状に形成され、側面から見て、下方部分をすばまり状のくさび形状とし、上部を開口した態様に形成したものであり、その正面中心線上の上端寄り部から背面に貫通する、連結具挿入用の縦長透孔を設け、同透孔の下縁周りを小台地状にやや盛り上げて形成している。
- エ 左辺側の歯板部を、バケット先端の突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着する際、隣接する製品の右辺の歯板部に係合し、隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板を、その先端部分が、左辺側の歯板部の左端からはみ出る状態で、水平状に張り出して設けている。
- オ 右辺の歯板部の横幅を、左辺の歯板部のそれよりやや広いものとし、そして、左辺の歯板部の前面及び右辺の歯板部の背面に、それぞれ表段差面及び裏段差面を形成し、表段差面を除く左辺の歯板部、底辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面は、同一平面たる平坦面に形成され、この右辺の歯板

部の背面の裏段差面，被嵌部及び左辺の歯板部の背面は，それぞれ平坦面に形成され，製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に，左右辺の両歯板部の前後面にそれぞれ形成された，隣り合う歯板部の表段差面と裏段差面同士を，前後に互い違いに重ねて嵌め併せるように形成している。

(2) 被告意匠の構成

被告意匠の構成は，次のとおりであると認められる（乙30，34）。

ア 鞞状の被嵌部を中心に置いて，被嵌部の周囲から，その左右両辺外方と底辺外方に延出させた態様の歯板部を設ける（争いが無い）。

イ 正面から見て，左右の両歯板部の各上辺部を，山形の湾曲状部の頂部とほぼ同一線上になるように形成し，これにより，略円弧状の山形の湾曲状部と，左右の歯板部の内側辺により囲み形成された，左右の溝状部が形成される。なお，溝状部における左右の歯板部の各内側辺の下方部分は，やや内方に傾斜した状態に形成され，被嵌部の前面には，樋口ブランド／H i g u c h i / P 1 8 N / Cの文字からなる鋳出表示部が隆起して形成されている。また，左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部の前面は，左辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面と面一な平坦面に形成され，底辺の歯板部の右隅部には，四角台地状の隅隆起部が形成される。（乙30）

ウ 被嵌部は，正面から見て，頂部を有する山形の湾曲状に形成されていて，側面から見て，下方部分をすぼまり状のくさび形状とし，上部を開口した態様に形成したものであり，その正面中心線上の上端寄り部から背面に貫通する，連結具挿入用の縦長透孔を設け，同透孔の下縁周りを小台地状にやや盛り上げて形成されている（争いが無い）。

エ 左辺側の歯板部を，バケット先端の突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着する際，隣接する製品の右辺の歯板部に係合し，隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板を，その先端部分が，左辺側の歯板部の左端からはみ出る状態で，水平状に張り出して設けている（乙30）。

オ 右辺の歯板部の横幅を，左辺の歯板部のそれよりやや広いものとし，そして，左辺の歯板部の前面及び右辺の歯板部の背面に，それぞれ表段差面及び裏段差面を形成し，表段差面を除く左辺の歯板部，底辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面は，隅隆起部を除いて同一平面たる平坦面に形成され，この右辺の歯板部の背面の裏段差面は平坦面に形成される。また，被嵌部の背面上部には傾斜隆起部，被嵌部の背面下部には凹部及び左辺の歯板部の背面には四角台地状の背面隆起部が，それぞれ凸凹状に形成され，製品

を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、左右辺の両歯板部の前後面にそれぞれ形成された、隣り合う歯板部の表段差面と裏段差面同士を、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるように形成している（争いが無い）。

(3) 本件意匠と被告意匠は、次の基本的構成態様において共通する（争いが無い）。

ア 歯板部前面の基本的構成態様

鞘状の被嵌部を中心に置いて、同被嵌部の周囲からその左右両辺外方と底辺外方に延出させた態様の歯板部を設ける。正面から見て、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、被嵌部の頂部を有する略円弧状の山形の湾曲状部、左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部により囲み形成された左右の溝状部が形成されている。

イ 被嵌部の基本的構成態様

被嵌部は、正面から見て、頂部を有する山形の湾曲状に形成され、側面から見て、下方部分をすぼまり状のくさび形状とし、上部を開口した態様に形成し、その正面中心線上の上端寄り部から背面に貫通する連結具挿入用の縦長透孔を設け、同透孔の下縁周りを小台地状にやや盛り上げて形成している。

ウ 左辺側の歯板部の基本的構成態様

左辺側の歯板部をバケット先端の突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着する際、隣接する製品の右辺の歯板部に係合し隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板を、その先端部分が左辺側の歯板部の左端からはみ出る形態で、水平状に張り出して設けている。

エ 両歯板部の前面及び背面の基本的構成態様

右辺の歯板部の横幅を左辺の歯板部のそれよりやや広いものとし、そして、左辺の歯板部の前面及び右辺の歯板部の背面に、それぞれ表段差面及び裏段差面を形成し、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、左右辺の両歯板部の前後面にそれぞれ形成された隣り合う歯板部の表段差面と裏段差面同士を、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるように形成している。

(4) 本件意匠の要部

ア 意匠の類否を判断するに当たっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、意匠に係る物品について需要者の注意を惹き付ける部分を意匠の要部として把握し、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かを判断すべきものであ

る（意匠法24条2項参照）。

イ 本件意匠に係る物品はバケット先端装着具であり，その需要者は，ガス管，水道管の埋設工事等の工事業者や，建設機械部品やアタッチメントの製造販売業者等である（争いが無い）。バケット先端装着具の用途・使用態様は，例えば，ガス管，水道管の埋設工事等において，地面にガス管，水道管等を埋設するための埋設溝を掘削する際に用いられ，バケットの先端部で地面を掘り，バケット先端装着具の前面たる表面を介して，掘った土をバケット内に積み込み導入し，掘った土を地上に持ち上げ，バケット内の土をバケット先端装着具の前面たる表面を介して地上に排出し，これを繰り返して埋設溝を所定の深さまで掘り下げた後，バケット先端装着具の背面たる底面の先端縁部を埋設溝の底面に対して先下りの対地角度で移動させて埋設溝の底面を平らに均したり，バケット先端装着部の背面たる底面を埋設溝の底面に対して平行に対面させ，この底面で埋設溝の底面を叩いて締圧していくというものである（甲8，12，乙15，弁論の全趣旨）。なお，原告は，バケット先端装着具の裏面形状の如何は，掘削効果，掘削作用にはほとんど関係ないと主張する。しかし，日立建機株式会社のパンフレット（甲8），被告を製造元，原告を総販売元とするパンフレット（甲12，乙15）には，いずれも，バケットの底面の先端縁部，すなわち，バケット先端装着具の背面が地面に接するようにして，整地作業を行っているイラストが掲載されていることから，バケット先端装着具の背面が整地作業等に用いられることは明らかであり，原告の主張は採用できない。

バケット先端装着具の上記のような用途，使用態様によれば，その需要者は，バケット先端装着具を購入する際に，その取付け，取外しの容易性，使用時に抜け落ちにくく，隣り合う先端装着具相互の連結が確実であるか否か，同先端装着具の取付け時にバケットとの間に隙間ができるか否か（隙間から土砂漏れが生じるか否か），同先端装着具の裏面の形状は地均しや締固め叩きに適する形状か否か，バケットの底面に対する先端装着具の取付け角度は望ましい角度であるか否か，長期使用に耐え得る堅牢なものか否か，刃先部分が厚く頑丈なものか否か，メンテナンスが容易であるか否か等を重視して購入するものである（乙36の1ないし乙36の5）。これによれば，バケット先端装着具の需要者は，同装着具の正面のみならず，その裏面等も含め，バケット先端装着具全体を様々な角度から観察して購入するものと認められる。

原告は，需要者にとって，バケットとバケット先端装着具との間に隙間がなく，土砂漏れが防止できる形状であるか否かが最も重要であるから，

正面の形状が最重要であり、裏面や側面の形状は重視されないと主張し、これに沿う原告代表者の陳述書（甲13）もある。しかし、前記認定の事実からすれば、バケット先端装着具において、その正面の形状が重要であるといえても、その裏面や側面の形状も看過し得ないものであるというべきであるから、かかる原告代表者の陳述は、上記認定のバケット先端装着具の用途、使用態様及び上記乙36の1ないし乙36の5（需要者の各陳述書）に沿わないものであり、採用することができない。

ウ 本件意匠の意匠登録出願前の公知意匠として、次のものがある。

(ア) 乙4文献等の公知の各文献には、以下の記載がある（なお、乙8文献は、本件意匠の出願日の後に発行されたものであり、同文献記載の意匠は、本件意匠に対して公知意匠とはなり得ない。）。

乙4文献には、上部を開口した態様にして下方部分をすぼまり状のくさび形状に形成され、縦長透孔を設けた鞘状の被嵌部（第21図ないし第23図）、略正方形の地均し板（歯板部。第19図）、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるため、左右辺の両歯板部の前後にそれぞれ形成された表段差面と裏段差面（第12図）、隣接する製品の右辺の歯板部に係合し、隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板（第11図）が記載されている。

乙6文献には、上部を開口した態様にして下方部分をすぼまり状のくさび形状に形成され、縦長透孔を設けた鞘状の端部装着部材（被嵌部、図4）、略正方形の左右の地均し板（歯板部、図5）、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるため、左右辺の両歯板部の前後にそれぞれ形成された表段差面と裏段差面（図3）が記載されている。

乙7文献には、上部を開口した態様にして下方部分をすぼまり状のくさび形状に形成され、縦長透孔を設けた鞘状の被嵌部（中間土均し片の平面図）、被嵌部の左右の両歯板部（中間土均し片の正面図）、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるため、左右辺の両歯板部の前後にそれぞれ形成された表段差面と裏段差面（中間土均し片の平面図）、表段差面を除く左辺の歯板部、底辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面は同一平面たる平坦面に形成され、この右辺の歯板部の背面の裏段差面、被嵌部及び左辺の歯板部の背面はそれぞれ平坦面に形成され、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に左右辺の両歯板部の前後面にそれぞれ形成された隣り合う歯板部の表段差面と裏段差面同士を前後に互い違いに重ねて嵌め併せるように形成すると構成（正面図、背面図）、隣接する製品の右辺の歯板部に係合し、隣接

する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板（正面図，中間土均し片の左側面図），被嵌部の頂部を有する山形の湾曲状部，左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部により囲み形成された左右の溝状部（中間土均し片の正面図）が記載されている。

乙9文献には，上部を開口した態様にして下方部分をすぼまり状のくさび形状に形成され，縦長透孔を設けた鞘状の被嵌部（第2図）とその左右の歯板部（第1図）から構成される中空体が記載されている。

乙10文献には，上部を開口した態様にして下方部分をすぼまり状のくさび形状に形成され，縦長透孔を設けた鞘状のポケット（被嵌部，第1図）とその左右の掘削板（歯板部，第1図），被嵌部とその左辺の掘削板の内側辺部，右辺の掘削板の内側辺部により囲み形成された左右の溝状部（第1図）が記載されている。

以上によれば，下方部分をすぼまり状のくさび形状とし，上部を開口した態様に形成した被嵌部及び被嵌部の左右に左右の両歯板部を設ける構成が乙4文献，乙6文献，乙7文献，乙9文献，乙10文献に，被嵌部の頂部を有する山形の湾曲状部の構成が乙7文献に，被嵌部，左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部により囲み形成された左右の溝状部の構成が乙7文献，乙10文献に，製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に，前後に互い違いに重ねて嵌め併せるため，左辺の歯板部の前面及び右辺の歯板部の背面にそれぞれ形成した，表段差面及び裏段差面の構成が乙4文献，乙6文献，乙7文献に，隣接する製品の右辺の歯板部に係合し，隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板の構成が乙4文献，乙7文献に，それぞれ現れていたことが認められる。

(イ) また，旧被告製品は，本件意匠登録出願前に，被告が製造し，原告が販売していたものであり（争いが無い），不特定の者に，秘密でないものとして現実に知られている状態にあったと認められるから，公然実施されていたものである。

旧被告意匠は，次のとおりの構成態様のものである（乙12，31，32。ただし，各部の名称は，乙13記載の名称を採用した。）。

a 鞘状の被嵌部を中心に置いて，同被嵌部の周囲からその左右両辺外方と底辺外方に延出させた態様の歯板部を設ける。正面から見て，被嵌部における湾曲状部の左右部分に，被嵌部の頂部を有する略円弧状の山形の湾曲状部，左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部により囲み形成された左右の溝状部が形成されている。

b 被嵌部は，正面から見て，頂部を有する山形の湾曲状に形成され，側面から見て，下方部分をすぼまり状のくさび形状とし，上部を開口した

態様に形成し、その正面中心線上の上端寄り部から背面に貫通する連結具挿入用の縦長透孔を設け、同透孔の下縁周りを小台地状にやや盛り上げて形成されている。

- c 左辺側の歯板部をバケット先端の突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着する際、隣接する製品の右辺の歯板部に係合し隣接する製品同士のがたつきを防止するための係合当接板を、その先端部分が左辺側の歯板部の左端からはみ出る形態で、水平状に張り出して設けている。
- d 右辺の歯板部の横幅を左辺の歯板部のそれよりやや広いものとし、そして、左辺の歯板部の前面及び右辺の歯板部の背面に、それぞれ表段差面及び裏段差面を形成し、製品を左右横一列に複数個バケット先端に装着する際に、左右辺の両歯板部の前後面にそれぞれ形成された隣り合う歯板部の表段差面と裏段差面同士を、前後に互い違いに重ねて嵌め併せるように形成している。

この旧被告意匠の構成態様は、いずれも、上記の本件意匠と被告意匠とで共通する基本的構成態様と同一であり、本件意匠と共通するものである（争いが無い。もっとも、原告は、旧被告意匠は、「被嵌部における湾曲状部の左右部分に形成した溝状部」であるのに対し、本件意匠は、「左右辺の両歯板部の各上辺部を、被嵌部の頂部を有する山形の湾曲状部における当該頂部よりやや上方に突出させて形成し」、かつ、「正面から見て、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、各製品のバケットへの装着時において作業時の土砂漏れを防止できるような形状の溝状部」であるから、旧被告意匠の溝状部の構成態様とは共通しているとはいえないと主張する。しかし、本件意匠と旧被告意匠の溝状部の形態が異なるとしても、本件意匠が、被嵌部における湾曲状部の左右部分に形成した溝状部を備えていることは明らかであり、その限度で、本件意匠と旧被告意匠は共通しているというべきである。）

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)によれば、本件意匠と被告意匠とで共通する前記基本的構成態様については、すべて、本件意匠の出願前に公然知られていたものであるから、創作性の低いものであると認められ、これらについては、本件意匠の基本的構成態様ではあるものの、需要者の注意を惹き、本件意匠を特徴付ける構成であると認めることはできない。

エ 前記イ認定のとおり、バケット先端装着具が、主としてバケットの先端に装着され、水道管やガス管の埋設溝等を掘削する際に使用されるものであることからすれば、その需要者は、例えば、その先端装着具の取付時にバケットとの間に隙間ができるか否か（隙間から土砂漏れが生じるか否

か)、同先端装着具の裏面の形状は地均しや締固め叩きに適する形状か否か、長期使用に耐え得る堅牢なものか否か等について注目し、バケット先端装着具の正面のみならず、その裏面等も含め、様々な角度から観察して購入するものであるから、本件意匠の構成態様中、少なくとも次の構成態様は、需要者の注意を惹き付ける特徴的な構成態様であると認められる。

(ア) 溝状部の具体的構成態様

左右の両歯板部の各上辺部を、略円弧状の山形の湾曲状部の頂部より大きく上方に突出させて形成し、これにより、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、この略円弧状の山形の湾曲状部と、左右の歯板部の上辺部の垂直状の内側辺部により囲み形成された、左右の溝状部を形成し、この形状により、先端装着具のバケットへの装着時において、先端装着具とバケットとの隙間をできる限り塞ぐようにし、作業時の土砂漏れを防止することができるような形状とした構成態様。

(イ) 両歯板部の具体的構成態様

左辺の歯板部の内側辺部及び右辺の歯板部の内側辺部の横の上辺部の各前面に、それぞれ略長四角台地状の隆起部分が形成されている構成態様。

(ウ) 歯板部の前面の具体的構成態様

表段差面を除く左辺の歯板部、底辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面が、同一平面たる平坦面に形成されている構成態様。

(エ) 歯板部の背面の具体的構成態様

右辺の歯板部の背面の裏段差面、被嵌部及び左辺の歯板部の背面が、それぞれ平坦面に形成されている構成態様。

(5) 類否判断

ア 本件意匠を、上記認定の各特徴部分(要部)において、被告意匠と比較すると、以下のような差異がある(甲2,乙30)。

(ア) 溝状部の具体的構成態様

本件意匠にあっては、正面から見て、左右の両歯板部の各上辺部を、略円弧状の山形の湾曲状部の頂部より大きく上方に突出させて形成し、これにより、略円弧状の山形の湾曲状部と、左右の両歯板部の上辺部の垂直状の内側辺部により囲み形成された、左右の溝状部を形成する。この構成により、先端装着部のバケットへの装着時において、バケットとの隙間をできる限り塞ぎ、作業時の土砂漏れを防止することができるような形状となる。これに対し、被告意匠にあっては、正面から見て、左右の両歯板部の各上辺部を、山形の湾曲状部における頂部とほぼ同一線上になるように形成し、これにより、略円弧状の山形の湾曲状部、左右の両歯板部の上辺部のやや斜めに傾斜して形成された内側辺部により囲み形成された、左右の

溝状部を形成する。この構成によっては、先端装着具のバケットへの装着時において、バケットとの間に隙間が生じるため、作業時の土砂漏れを防止することができるような形状とはいえない（甲5，14，乙37，38）。

(イ) 両歯板部の具体的構成態様

本件意匠にあつては、左右の歯板部の各内側辺部横の各上辺部の前面にそれぞれ略長四角台地状の隆起部分が形成されており、また、上辺部以外の右辺及び底辺の歯板部は平坦面に構成されている。これに対し、被告意匠にあつては、左辺の歯板部の上辺部及び右辺の歯板部の上辺部の前面は、左辺の歯板部及び右辺の歯板部の前面と面一な平坦面に形成されており、また、底辺の歯板部の右隅部には、四角台地状の隅隆起部が形成されている。

(ウ) 歯板部の背面の具体的構成態様

本件意匠にあつては、右辺の歯板部の背面の裏段差面、被嵌部及び左辺の歯板部の背面は、それぞれ平坦面に形成されている。これに対し、被告意匠にあつては、右辺の歯板部の背面の裏段差面は平坦面に形成されているものの、被嵌部の背面上部には傾斜隆起部、被嵌部の背面下部には凹部、及び、左辺の歯板部の背面には四角台地状の背面隆起部が、それぞれ凸凹状に形成されている。

イ 以上のとおり、本件意匠と被告意匠とは、本件意匠において需要者の注意を惹き付ける要部において明らかな差異がある。

すなわち、本件意匠にあつては、左右の両歯板部の上辺部の位置と比べて被嵌部の頂部がかなり低くなっており、バケットに装着したときに、バケットとの間の隙間をできる限り塞ぎ、作業時の土砂漏れを防止することができる形状となっているのに対し、被告意匠にあつては、山形の湾曲状部における頂部の高さが、左右辺の両歯板部の各上辺部とほぼ同じであるため、バケットに装着したときに、バケットとの間に隙間が生じてしまい、土砂漏れが生じ得る点で、需要者の注意を惹き付ける構成態様において、本件意匠と異なる形状のものとなっているのである。また、本件意匠では、溝状部を構成する左右辺の歯板部の内側辺が垂直状であり、両歯板部の内側辺部横の上辺部の前面にそれぞれ略長四角台地状の隆起部分が形成されているため、正面から見た被嵌部の形状は、上記隆起部と垂直な内側辺部により角張った印象を受けるものである。これに対し、被告意匠にあつては、被嵌部の頂部を有する略円弧状の湾曲状部と、左辺の歯板部、右辺の歯板部が平坦であり、その上辺部に角張った隆起部がないこと、下方がやや内側に傾斜している内側辺部が存在することにより、正面から見て、溝

状部の形状が円みを帯びた印象を受ける点でも異なるものである。このように、正面の美感はかなり異なっている。

さらに、背面についても、本件意匠にあっては、裏段差面がある以外は平坦であるのに対し、被告意匠は、被嵌部の背面下部には凹部、左辺の歯板部の背面には四角台地状の背面隆起部があって、凸凹状になっている上、被嵌部の背面上部は、後方に傾斜して隆起しており、全体として立体的な印象を与えるものとなっている。

これらの差異は、本件意匠において、需要者の注意を惹き付ける構成態様における差異であり、微少な差異ということはできないから、被告意匠は、全体として見ても、本件意匠とその美感を異にするというべきである。

ウ 原告は、本件意匠の要部は、「鞘状の被嵌部を中心に置いて、同被嵌部の周囲からその左右両辺外方と底辺外方に延出させた態様の歯板部を設け、左右両歯板部の各上辺部を、被嵌部の頂部を有する山形の湾曲状部における当該頂部よりやや上方に突出させて形成し、正面から見て、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、製品のバケット装着時において作業時の土砂漏れを防止できるような形状の溝状部を形成した点」、すなわち、「左右両歯板部の各上辺部の形状とあいまって、正面から見て、被嵌部における湾曲状部の左右部分に、製品のバケット装着時において作業時の土砂漏れを防止できるような形状の溝状部を形成した点」にあり、本件意匠と被告意匠とは、要部において類似していると主張する。

しかし、本件意匠の要部は、この点に限られるものではないことは前記のとおりである。また、この点についても、本件意匠と被告意匠とでは、左右の歯板部の上辺部と被嵌部の頂部の位置関係も異なっており、被告意匠においては、左右の歯板部の上辺部が山形の湾曲状部の頂部より上方に突出していないため、被告製品をバケットに取り付けたときに、バケットとの間に隙間が生じ、土砂漏れを防止することができない構成態様のものであり、その点は、バケット先端装着具の用途、使用態様に照らすと、需要者が注視する構成態様上の差異であるともみべきことは前記のとおりである。

ウ よって、被告意匠は、本件意匠に類似しているとはいえない。

【論 説】

1. この判決において、裁判所は、本件登録意匠と被告意匠（これは判決文に添付されていない。）との各構成を説明した後、両者は「歯板部前面」と「被嵌部」と「左辺側の歯板部」と「両歯板部の前面及び背面」の各基本的構成態様において共通すると認定する。

裁判所が、何をもって意匠の基本的構成態様と言っているのか説示がないから不明であるが、筆者がいつも論じている当該物品の固有的形態や周知的形態とは違うようである。意匠とは「物品の形態」をいうのであるから、そこは「物品」なのか「形態」なのかを、まずきちんと分別して説示しないと、的確な意匠の類否判断への道は迷路になってしまい、何の裁判をしているのかわからなくなる。

また、この後に、両意匠の具体的構成態様について解析するのかと思えば、それは飛ばして「(4) 本件意匠の要部」について認定する。そして、その冒頭で裁判所は、意匠の類否判断法について次のように説示する。

「意匠に係る物品の性質，用途，使用態様，さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、意匠に係る物品について需要者の注意を惹き付ける部分を意匠の要部として把握し、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かを判断すべきものである（意匠法24条2項参照）。」

しかし、ここに説示している事項は、あくまでも裁判所としての「意匠の類否判断法」であって、「本件意匠の要部」を把握しているのはその後であり、公知意匠として刊行物公知や事実上公知の証拠（乙号証）を参酌し、判決は、本件意匠の具体的構成態様について把握しようとしている。

ただ基本的構成態様といい、具体的構成態様といい、これは物品のそれなのか、形態のそれなのかを曖昧にしているから、そこは、意匠に係る物品の「形態」の基本的構成態様であり、具体的構成態様であることを、きちんと整理して理解した上で認定すべきである。

2．裁判所は、その後で「(5) 類否判断」をしているが、その冒頭で、上記認定で把握した本件意匠の「各特徴部分（要部）」を被告意匠に対比し、3つの部材部分の具体的構成態様において差異があると認定し、これは「需要者の注意を惹き付ける要部」における明らかな差異であるとも認定する。そして、この差異は被告意匠を全体として見ても、「本件意匠とその美感を異にする」といふべきである」と付言する。

仮にこの説示を肯定するとしても、その人的基準（主体）がなぜ需要者であって当業者でないのか、本件意匠のような意匠には「美感」などという要素は認められるのか、という疑問には答えていない。

3．しかしながら、もしも疑問に答えていないという問いが愚問であるのであれば、意匠法24条2項の規定を適用することは、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」ことであるから、さらにその登録

意匠について、なぜ「公知意匠にない新規な創作部分の存否等」を参酌しなければならないのかの疑問に答えるべきなのに、それについての答えも説示もない。

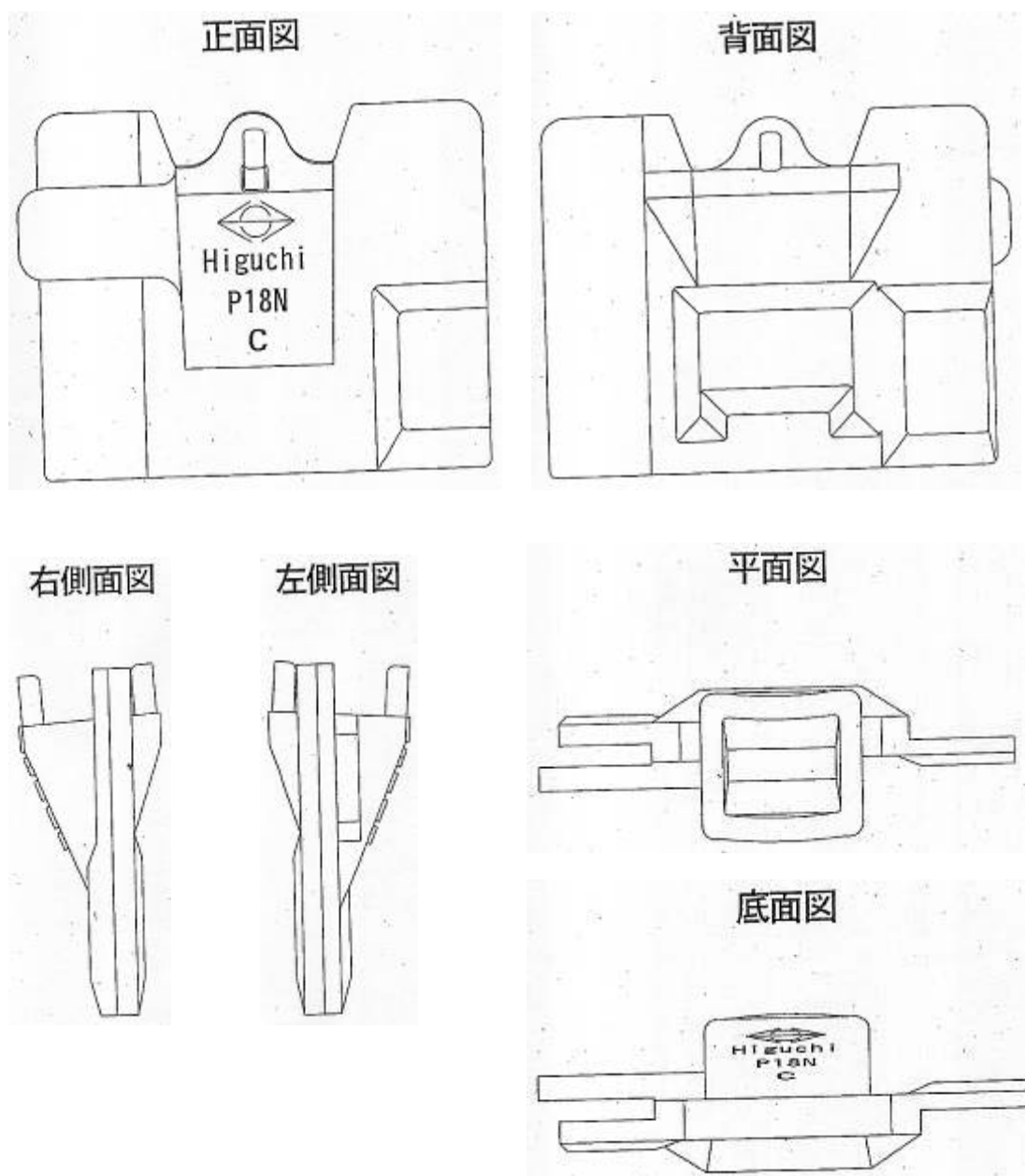
したがって、法24条2項の規定の存否議論は、今後、法改正がなされない限り、永遠に続くことになるであろう。

その意味で、法24条2項の規定は、現行法の本質に全く根拠をおかず、答申にもない、当時の特許庁長官の思いつきによって、突如挿入された違法な規定である。

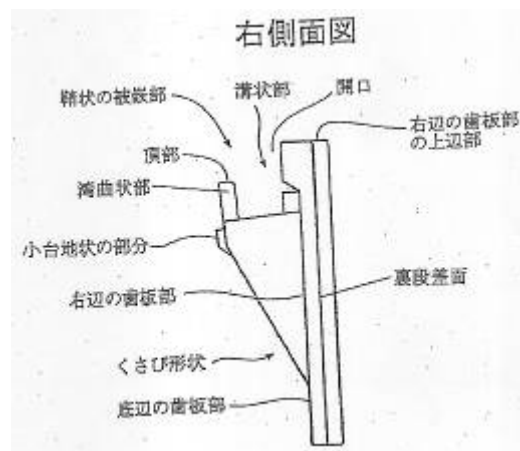
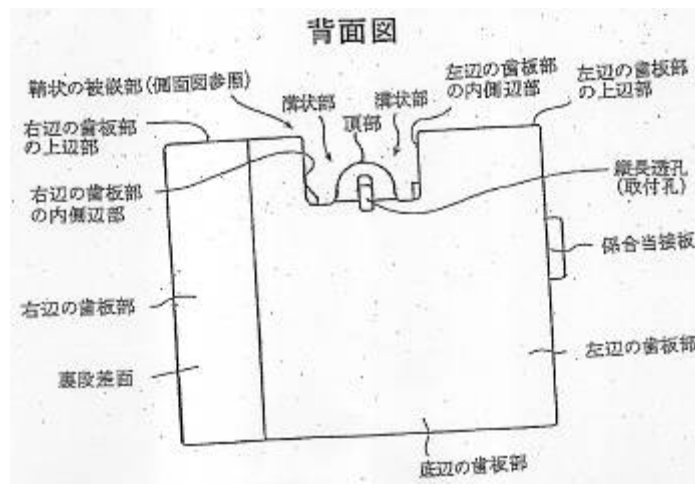
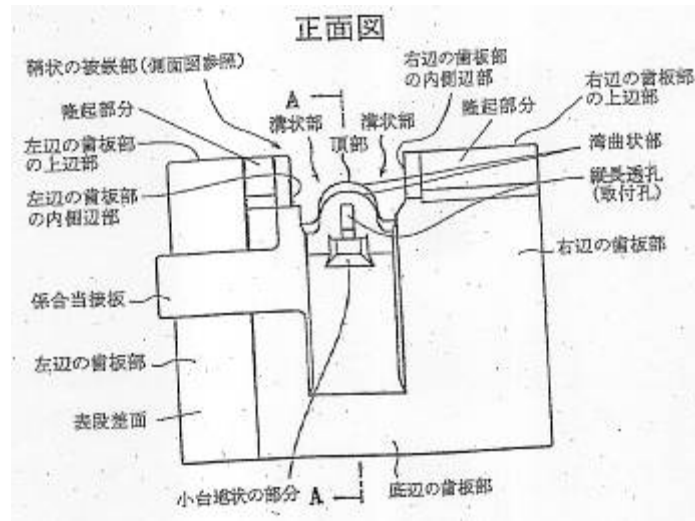
〔牛木 理一〕

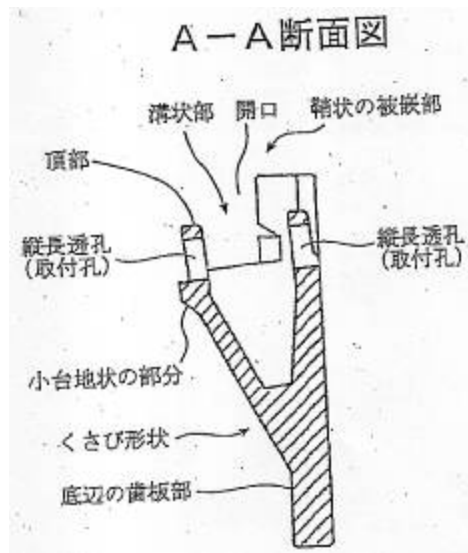
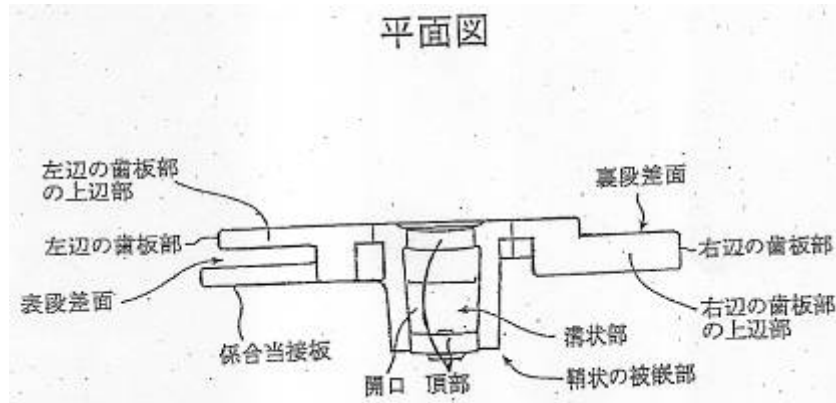
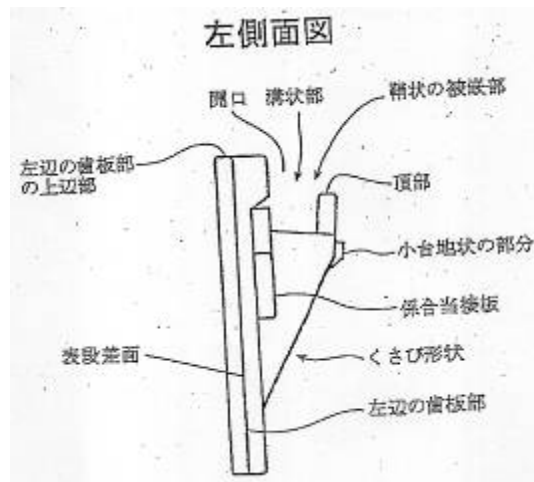
物件目録

土木工事作業において使用するショベルカーなどの先端に突出した取付突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着して取付突部を保護し（隣接する製品同士は適宜連結する）、消耗したら適宜取り替えでき、また地面を均す整地作業なども良好に行うことができるバケット先着具で、別紙、正面図、背面図、左右側面図、平面図、底面図のとおり形状を有するもの。

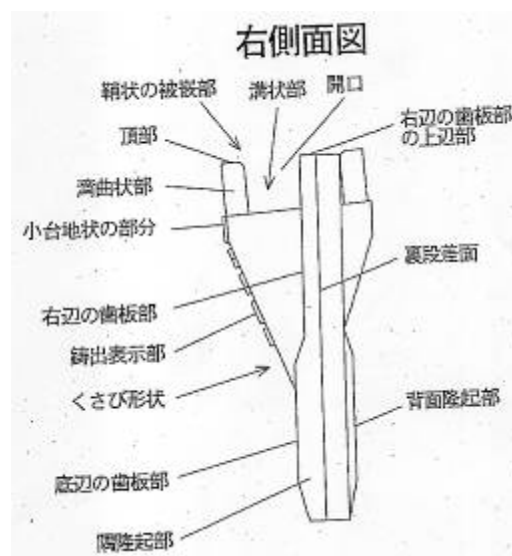
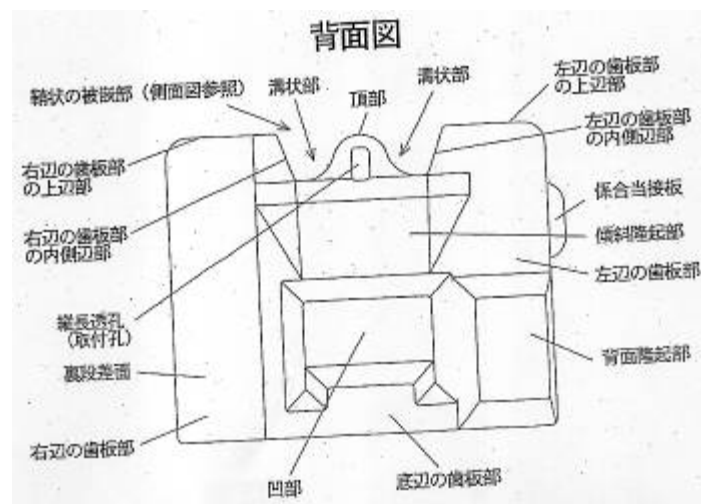
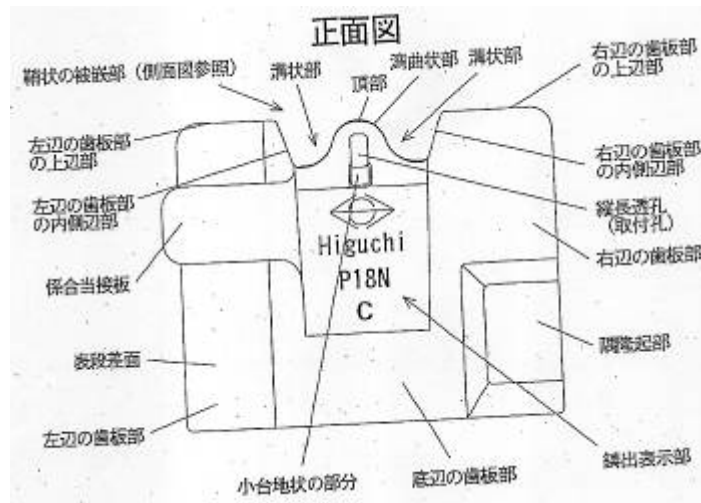


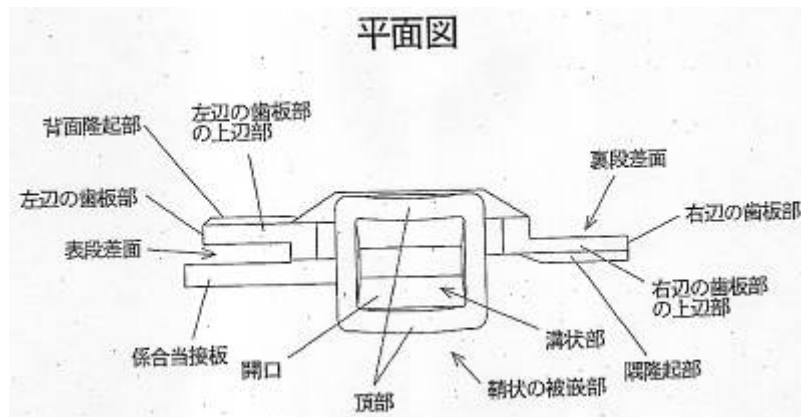
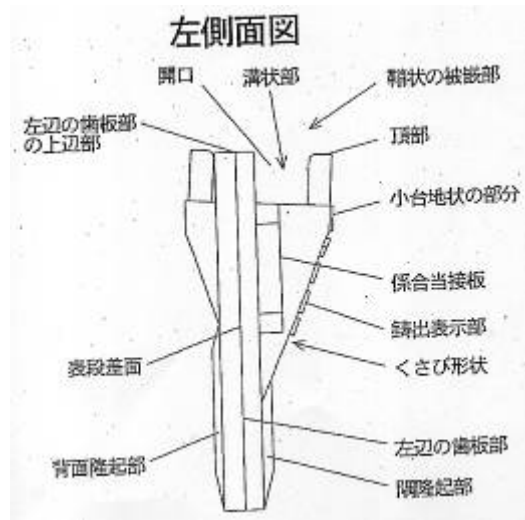
本件意匠の説明書





被告意匠の説明書





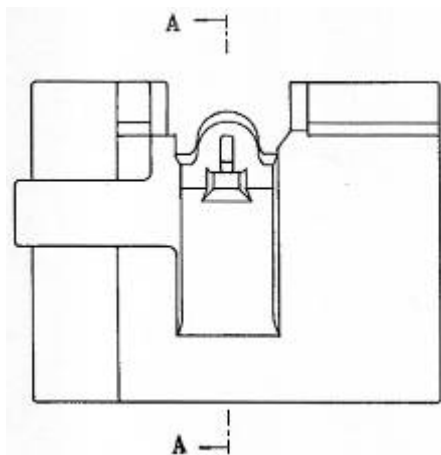
本件登録意匠

- (1 9)【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5)【発行日】平成 1 2 年 5 月 1 5 日 (2 0 0 0 . 5 . 1 5)
(1 2)【公報種別】意匠公報 (S)
(1 1)【登録番号】意匠登録第 1 0 7 0 0 0 3 号 (D 1 0 7 0 0 0 3)
(2 4)【登録日】平成 1 2 年 2 月 1 0 日 (2 0 0 0 . 2 . 1 0)
(5 4)【意匠に係る物品】バケット先端装着具
(5 2)【意匠分類】K 3 - 3 2 1 9 1
(5 1)【国際意匠分類 (参考)】1 5 - 0 4
(2 1)【出願番号】意願平 1 0 - 3 5 4 8 4
(2 2)【出願日】平成 1 0 年 1 2 月 7 日 (1 9 9 8 . 1 2 . 7)
(7 2)【創作者】
【氏名】渡辺 清
【住所又は居所】新潟県三島郡寺泊町大字戸崎 5 5 2 番地 2
(7 2)【創作者】
【氏名】鈴木 保夫
【住所又は居所】新潟県三島郡寺泊町大字戸崎 5 5 1 番地 1
(7 3)【意匠権者】
【識別番号】5 9 8 0 3 4 9 1 5
【氏名又は名称】渡邊 清
【住所又は居所】新潟県三島郡寺泊町大字戸崎 5 5 2 番地 2
(7 3)【意匠権者】
【識別番号】5 9 4 1 4 5 3 4 5
【氏名又は名称】鈴木 保夫
【住所又は居所】新潟県三島郡寺泊町大字戸崎 5 5 1 番地 1
(7 4)【代理人】
【識別番号】1 0 0 0 9 1 3 7 3
【弁理士】
【氏名又は名称】吉井 剛
(7 4)【代理人】
【識別番号】1 0 0 0 9 7 0 6 5
【弁理士】
【氏名又は名称】吉井 雅栄
【審査官】森 則雄
(5 5)【意匠に係る物品の説明】本物品は、土木工事作業において使用する

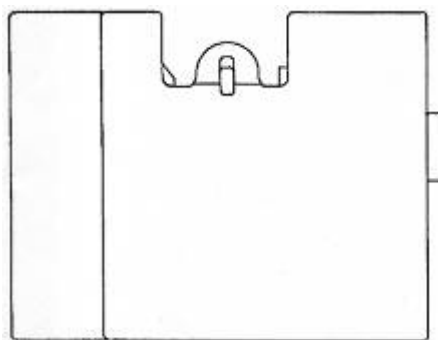
ショベルカーなどのバケットの先端に突出した取付突部に被嵌してバケット先端縁に複数並列状態に装着するもので（隣接する本物品同志は適宜連結する）、取付突部を保護し本物品が消耗したら適宜取り替えでき、また、地面を均す整地作業なども良好に行えることとなるバケット先端装着具である。

【図面】

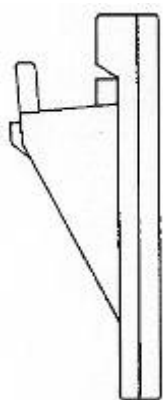
【正面図】



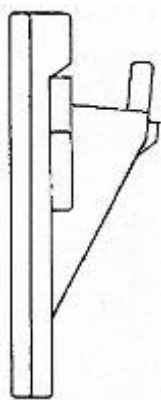
【背面図】



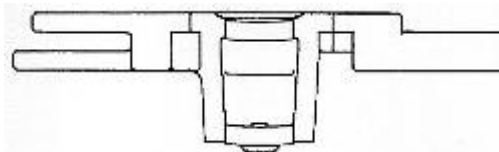
【右側面図】



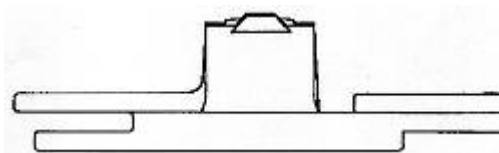
【左側面図】



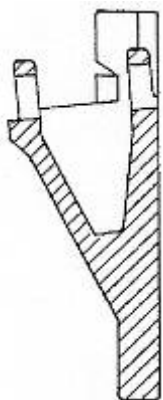
【平面図】



【底面図】



【A - A断面図】



【使用状態を示す参考図】

